

# 肢体不自由 県立船橋夏見特別支援学校



○〒273-0866  
 船橋市夏見台5-6-1  
 TEL：047-429-6699  
 ○生徒数：90人  
 ○教職員数：117人

## 学校の特徴・強み

本校は平成27年度開校した肢体不自由のある中学生・高校生を対象とした特別支援学校である。障害の多様化・重度重複化に伴い、「自立活動」の指導において特に、「からだの時間」の指導、「医療的ケア」「摂食指導」等の充実がこれまで以上に求められている。また、認知発達に即した個に応じたきめ細やかな指導の充実や生徒の心のケアといった面にも重点を置いて指導している。

そこで、本校では理学療法士と指導的立場の看護師・臨床心理士を活用し、外部人材からその分野に特化した専門的な知見を得ることで、更に充実した「自立活動」の指導を行うことを目指している。

また、地域の中学校・高等学校からの教育相談の依頼内容も多様化している中、本校が特別支援教育についての専門性を高めることで、地域の中学校・高等学校に対するセンター的機能の更なる充実を図ることができると考えている。

| 人材・回数               | 活用の主な目的・内容・方法                                                                                                                                                                                                                    |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 臨床心理士<br>1回/月       | 目的：心理的な安定等の指導についての専門性の向上を図る。<br>方法：校内での学校生活及び家庭生活等で心に悩みがある生徒を抽出し、特別支援教育コーディネーターが臨床心理士とともに相談を行う。放課後に担任とカンファレンスを行い、専門的立場から生徒の心の状態や心理的な安定に向けた方策等の助言を受け、自立活動における「心理的な安定」の取組に活かす。また、中・高等学校からの相談に対して、必要に応じて特別支援教育コーディネーターと同行して相談業務を行う。 |
| 理学療法士<br>2名<br>1回/年 | 目的：呼吸に課題のある生徒や立位・歩行に課題のある生徒に理学療法の指導をとおして、肢体不自由児の健康の保持及び身体の動きに関する専門性の向上を図る。<br>方法：生徒の「呼吸リハビリの実際」や立位歩行の理学療法を参観する。また、放課後にカンファレンスを行い、具体的な手技や講義を受け、「健康の保持」や「身体の動き」の取組に活かす。                                                            |
| 指導的立場の看護師<br>2回/年   | 目的：重度重複児の「健康の保持」に関する専門性の向上を図る。<br>方法：指導的立場の看護師が本校生徒の登校時から下校までの学校生活の参観を行い、本校看護師及び医療的ケアコーディネーターに対して助言をする。助言の内容を自立活動部内および全校で共有し、本校の医療的ケア及び自立活動における「健康の保持」の取組に活かす。                                                                   |

「自立活動の視点を活かした中学校・高等学校への相談支援」

## 1 相談機能について

(1) 相談件数の推移（平成25、26年度は県立船橋特別支援学校の実績より、平成27年度は12月2日現在）

ア 出張教育相談（依頼校に出向く教育相談）実績の推移（本校学区における合計数）

(ア) 中学校への出張教育相談の推移（図1）

平成26年度以降の巡回数の伸びが著しい反面、学校数の伸びは微増である。平成27年度は平成26年度の相談から通級による指導に移行したケースが3ケースみられた。今後も中学校への出張教育相談の拡充とニーズの掘り起こしが課題である。

(イ) 高等学校への出張教育相談の推移（図2）

学校数は、過去3年間で同数（3校）である。巡回数は、平成25年度と比べ約2倍に増加した。今後も更なる高等学校への出張教育相談の拡充とニーズの掘り起こしが課題となる。

イ 通級による指導（肢体不自由）の推移（図3）

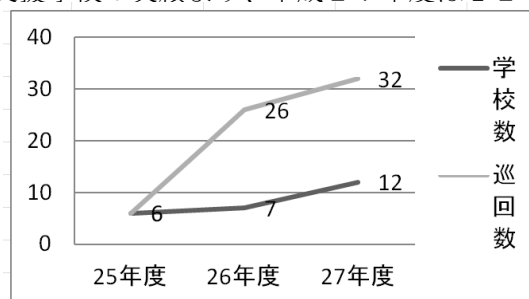
平成27年度は平成26年度からの伸びが著しい。本校が中学部・高等部に特化した学校として開設したことが、中学校における通級の学校数、人数の増加に繋がっているのではないかと考える。今後は通級における指導の内容の質の向上について検討する。

(2) 相談事例

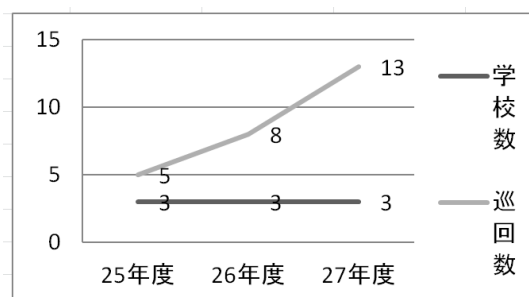
ア 肢体不自由のある中学生Aの事例

＜相談の主旨＞「手先の不器用さがある。肩が下がって歩いていて、歩行にも不安定さがある。身体全体に力が入っていて、力の抜き方について相談したい。はじめての人や場所等にも慣れず緊張してしまうことがある。」

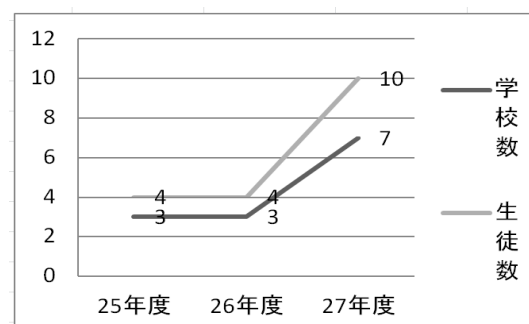
＜経過＞本校の通級教室で、母親を交えて本人と好きなことや学校や家での様子等について話をした。はじめは緊張していたが、好きな話題（鉄道の話）をたくさんする中でリラックスした表情になった。その後マットに横になって「体幹の緩め」や「肩の緩め」座位姿勢での「背中の緩め」などを行うと少しずつ力を抜けるようになった。「腰回りの緩め」を行い「膝・足首の緩め」を行うと立位時の肩の位置が相談当初に比べ整ってきた。また「肩を楽に回せるようになった」と自分から話し、リラックスできたことを担当に伝えていた。



【図1 中学校】



【図2 高等学校】



【図3 通級による指導】

## イ 発達障害等のある中学生Bの事例

<相談の主旨>「私（母）や自分が気に入っているもの（飼っている動物、育てている植物）と離れることに対しての不安があるため、家から出られない。学校へ行けず、家の中に引きこもりがちになっている。」（昨年度は県立船橋特別支援学校で来校相談を実施していたが、7月に船橋夏見特別支援学校に相談の継続依頼あり。）

<経過>小学校高学年の頃より、母子分離不安による登校しぶりが見られていた。中学入学後も、母親と離れられず、同じ教室もしくは母親が見える場でないと活動できなかった。また、先のことを考えると不安が襲ってきて、学校でパニックになることもあった。特に教職員から学習について指摘されたと感じると、さらに感情が不安定になり学校にいられず、下校することもあった。教員との直接的なやりとりも難しく、要求がある時などは母親に耳打ちをして代弁してもらっていた。

生徒は母親とともに、昨年度より定期的に来校している。来校すると、本校職員とともに野球をして体育館で汗を流す。その間、母親は同じ体育館にて、外部人材の臨床心理士とカウンセリングを行う。野球は本人にとって非常に興味関心の高いスポーツである。野球をする際は、本人の意思を確認しながら働きかけるようにすると、回数を重ねる毎に自分から話すことが増えてきた。本校職員は臨床心理士より、本人や母親の心理的な背景や、好ましい関わり方等の助言を受けている。また、母親は臨床心理士とのカウンセリングを通じて、登校や母子分離に対する焦りも改善されつつあるようだ。

相談後は在籍校の担任と連絡を取り合い、情報交換を行っている。本校での本人の様子が改善されたことと同時に、在籍校でも欠席が激減し、少しずつ教科の学習にも取り組めるようになってきているとのことである。生徒に関わっている本校職員が在籍校に出向き、学期に1回程度のケース会に参加している。今後は本人の心理的安定を図りながら、中学校卒業後の進路も視野に入れた支援を行っていく予定である。

## ウ 発達障害等のある高校生の事例

<相談の主旨>「学習障害のある生徒で不登校になり、進級が難しくなっている。対人関係の問題など今後どのような対策をしていけばよいか、助言をいただきたい。（昨年度は県立船橋特別支援学校で出張教育相談を実施し、10月に船橋夏見特別支援学校に相談を継続したいとの依頼があった。）」

<経過>昨年度までの経過を特別支援教育コーディネーター、担任と共通理解した上で、本人の困り感や課題の洗い出しを行った。精神的な不安からくる体調不良の訴えや集団参加の困難が見られ、授業の欠席数が多くなり進級が危ぶまれている教科が複数あった。

担任の協力もあり、本人に分かりやすい形で「あと何回の欠席で単位を落としてしまうか」を科目別に一覧にしたものを提示することになった。校内の職員の理解も得られ、不安定になった時は保健室などで落ち着く場を設け、気分転換が図りやすい体制を築くことができた。定期テストの別室受験も認められ、本人が授業やテストに参加するためのハードルが低くなったことで、出席日数も増え、原級留置のリスクが低くなった。

本人と本校職員との面談では、メンタルヘルスに配慮して傾聴・共感を心掛け、回を重ねることで、進級や将来について前向きな姿勢がみられるようになってきている。

## 2 指導・支援機能について

### (1) 通級による指導事例

#### ア 肢体不自由のある中学生Cの事例

＜相談の主旨＞「下肢に軽度のまひがある生徒の授業時の姿勢に対する配慮や自分でできる身体ほぐしの実際などの相談をしたい。本年度は定期的な週1回の通級を希望したい。」

＜経過＞4月中旬に在籍校を訪問し、相談を踏まえて通級に向けた体制等の検討を行う事ができた。通級を展開する上で本人の身体の動きについて実態を把握する目的で5月中旬に出張教育相談を行った。現在週1回の通級（巡回による指導）を行っている。今年度になり1年時に比べ歩行が安定したことや力を適切に抜くことや入れることなど身体の使い方が身に付き効率的な身体の動かし方を習得している。また、保護者及び本人から本校への来校相談の希望があった。夏季休業中を利用して、自立活動室において実際に身体を動かし、ストレッチの仕方を学んだ。

#### イ 肢体不自由のある中学生Dの事例（通級による指導開始まで）

＜相談の主旨＞「肢体不自由のある生徒の学校生活で配慮することなどを教えていただきたい。（肢体不自由に関わる身体の不自由さに加え、視覚的な配慮に対しての相談も挙がった）」

＜経過＞9月に授業参観と担任、在籍校特別支援教育コーディネーターと面談を行い、これまでに計5回の相談を実施している。初回の面談では、学級集団での合理的配慮について情報提供を行った。在籍校側から、母親との面談に同席する依頼を受けた。母親との面談で、学校生活における課題の洗い出しを行うと、通級開始を視野に入れた教育相談を継続していくこととなった。その後月1回程度、放課後に出張教育相談を重ねてきている。在籍校の担任や特別支援教育コーディネーターが同席している中で、本人と活動の流れを確認し、前半は、身体のストレッチやリラクゼーション、ボール運動、後半はビジョントレーニングを行っている。また、身体の動きに関して本人と話し合いを行うと、回を重ねるごとに、本人も達成感や意欲を持って取り組むことができるようになった。定期的に指導を受ける通級について本人が意欲を見せ、家庭の意向も確認し、次年度より週に1時間取り出しで通級による指導を行うことになっている。

## 3 研修機能について

### (1) 肢体不自由関係の研修会（中学校）

- ア 研修内容：車いすの安全な使い方及び介助の仕方における具体的な操作について（10名参加）
- イ 研修担当者：本校自立活動部教諭（特別支援教育コーディネーター）2名
- ウ 成果：当日は学年の教師及び特別支援教育コーディネーター等の複数名が参加した。車いすの操作の仕方では段差や階段での介助の仕方、自走時の安全確保（校舎内の曲がり角など）について実技を中心とした研修を実施した。

### (2) 肢体不自由関係の研修会（教育センター）

- ア 研修内容：肢体不自由等の支援員研修会（13名参加）
- イ 研修担当者：本校自立活動部教諭1名、県立船橋特別支援学校教諭1名
- ウ 成果：市の支援員13名が参加、身体支援や車いすの操作の仕方等について講義と実技を行った。また、介助方法だけでなく、肢体不自由のある生徒とのコミュニケーションの仕方や配慮等についても助言を行うことができた。

(3) 特別支援教育全般の研修会 (高等学校)

ア 研修内容: 特別支援教育 (発達障害等) に関する職員向け研修会 (50名参加)

イ 研修担当者: 本校自立活動部教諭 2名

ウ 成果: 具体的には昨年度の相談事例や発達障害等に対する理解や具体的な対応について講義と演習を行った。生徒個人への配慮の仕方とクラス全員への配慮の仕方など、特別支援教育の視点を授業や生徒指導に生かすことなどを身に付ける講義を行った。その後、昨年度の相談事例及び新規の相談事例の依頼があり現在の相談を継続中である。

4 広報・啓発機能について

教育相談リーフレットを葛南地区の中学校・高等学校等に配布を依頼し、出張教育相談・来校相談の内容や手続きをアナウンスした。また、各市のコーディネーター研修会に本校の相談事業について説明する時間を設け、リーフレットだけではわかりにくい手続きの仕方や相談の内容等の周知を図った。本校の教育活動を地域の方々を含め広く理解してもらうために、9月と10月に実施した「自立活動・医療的ケアの学校公開」に関する案内を配布した。9月は54名、10月は45名の参加があった。また「学校公開」の案内を10月に配布し、11月に実施し当日は30名の参加があった。今後は、ホームページにて「医療的ケア」「食べる事への基礎知識」「からだの動きづくり」「キャリア教育」「発達障害」等の連載講座をアップする予定である。

\*連載講座の中から「からだの動きづくり」「発達障害」「キャリア教育」の3つを紹介する。

連載講座 「からだの動きづくり」 千葉県立船橋夏見特別支援学校 Vol. 1

「からだの動きづくり」の連載講座の作成にあたり、船橋夏見特別支援学校で行われている「自立活動」についてまず触れましょう。良くある質問から・・・

質問: 「自立活動」ってあまり聞き慣れないことですが・・・
答: 「自立活動」は小・中学校では聞き慣れないことですが、その内容は幅広く、人として生活する上で必要な内容がたくさん盛り込まれています。小・中学校では「通級による指導」として扱うことができます。本校も中学校の肢体不自由のある生徒に対して「通級による指導」を展開しています。

自立活動の目的、内容、イメージに関する図表。目的: 個々の幼児・児童・生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識・技能・態度及び習慣を養いもって心身の調和的発達を基盤を培う。内容: ①健康の保持、②心身の安定、③人間関係の形成、④環境の把握、⑤身体の動き、⑥コミュニケーション。

本校では自立活動を「からだの時間」として位置付け「からだをおしたやりとり」をベースにした「自立活動」を行っています。教科の学習を積み上げることも健康な身体が基本になりますよね・・・皆さんにも「自立活動」が少しでも身近になるように、わかりやすく「からだの動き作り」として具体的な運動の仕方や姿勢保持などを運動教えます。

○今回のポイント「背伸びをしましょう」

これから季節が秋から冬になります。少しずつ気温も低くなってきます。身体が暖かくなる季節にもなります。そこで、一日数回は背伸びをしましょう。身体も心もさっぱりフレッシュできそうです。朝の毎朝にも強いです。\*寝たままでも立って行ってもOKです。

背伸びのやり方に関する写真と説明。両手を上げて背伸びをするように感じます。手のひらを含ませて、腰の上から伸ばします。背伸びをする時は肘で頭を支えるようにしましょう。

連載講座 発達障害①

発達障害って?

こころや、字とペンのやり取り、さまざまなメディアで取り上げられ、関心が高まるようになってきた発達障害。一体どのようなものなのでしょう、どのように生きていけばいいのでしょうか。

発達障害は、生まれつき脳の発達がおとろけと少しだけ違うために、小さなうちから症状が現れます。成長するにつれ、苦手な部分に気づき、生きにくさを感じることもあるかもしれません。あるいは、本人にはまだ自覚がなくても、家族や周囲の人たちが困っているケースもあるようです。

学力がつかない 人間関係・集団生活がうまくいかない 生活面・行動面でミスやトラブルが多い ...などで、困っている人・悩んでいる人がいるかもしれません。

発達障害のある子が中学・高校で直面する問題(学力不足、人間関係のつまずき、生活面のトラブル)は、将来につながる課題でもあります。自分自身の良いところ、得意なことなどをきちんと分かって受け止め、自己肯定感をもちながら、課題に向き合っていくことが重要です。そして、困り感や苦手な部分に対して支援の必要性を理解し、困ったときに、支援を求めることができる必要があります。

問題をとくカギは?

発達障害の支援に関する図表。環境(家庭、学校、地域、社会の理解・対応)、本人の気持ち(自己理解、意欲)、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)の特性、自閉症スペクトラム障害の特性、対応策(教育面・医療面・生活面での支援)の図表。

## 5 コーディネーター機能について

肢体不自由のある小学生の保護者から受けた相談は、県立船橋特別支援学校の特別支援教育コーディネーターに繋ぐこととしている。このようなケースでは、事前に県立船橋特別支援学校の特別支援教育コーディネーターと連絡を取り、依頼者からの相談主旨を事前に話しておくことでスムーズに県立船橋特別支援学校の相談を受けられるように調整を行っている。

出張教育相談について、関係者会議に同席を依頼されたケースでは、会議の中で情報を伝え、教育機関や福祉機関等の外部機関へ相談を繋いでいる。

## 6 まとめ

平成27年度開校の本校は「中学部・高等部」の設置のため、中学校・高等学校を中心にセン

ター的機能に取り組んでいる。本研究の主題である「センター的機能充実のための特別支援学校の機能強化」の成果の指標の一つとして、校内職員向けのアンケートが挙げられる。アンケートの結果から、「理学療法士」「看護師」「歯科医師」の活用や研修会により、特別支援教育の専門性が高まったと回答している人数が多かった。外部人材の活用において、生徒の指導に直接活きる外部人材の指導助言は実際の教育活動に効果的に活かされると多くの教員が思っていた。臨床心理士の活用では、指導を受けた教師は専門性の向上を高く評価しているが、全体としては直接活用することが少なく「臨床心理士」の活用はあまり専門性の向上に貢献していないと回答している傾向が強く見られた。一方、中学校・高等学校へのセンター的機能の取組から考えると、外部人材の活用の中で、校外の支援も含めて臨床心理士の活用が一番成果が現れた。本校でも心理的なサポートが必要で、なおかつ肢体不自由のある生徒達が在籍する学校であるため、生徒達の経験不足やコミュニケーション不足など心理的に抱える問題が多くある。その対応として臨床心理士の活用は今後も必要である。また、本研究においてセンター的機能における相談事業に対しても、心身の発達に課題のある生徒の来校相談に臨床心理士を活用できたことも成果の一つであった。取組の中で臨床心理士の活用をとおして、本校教師も一緒に面接に同席し、面接後のカンファレンスを行ったことで「抱えている問題の整理の仕方」や「背景との関連性」「生徒への負荷がかからない対応方法の実際」など事例をとおして専門性を向上させることができた。このことは生徒の「障害による学習上・生活上の困難」を主体的に改善・克服する「自立活動の指導」の手続きに共通する部分があり、臨床心理士を活用して相談活動を行う中で「自立活動」の専門性も向上したと思われる。一方、理学療法士の活用は年1回、看護師は2回となったが、内容は校内における本校生徒への活用にとどまり、中学校や高等学校等への活用ができなかった。今後は、現在センター的機能で相談を実施している事例や新規の事例において活用を積極的に進めていきたい。

